(介護予防) 訪問リハビリステーション リハート

契約書

(指定事業所番号 第1671600946号)

様 (以下、「利用者」といいます)と、医療法人財団恵仁会の営む陽風の里 訪問リハビリステーション リハート (以下、「事業所」といいます)は、事業所が利用者に対して行う(介護予防)訪問リハビリテーションについて、つぎのとおり契約を結びます。

第1条 (契約の目的)

事業所は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限り その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、心 身の機能維持回復を図るために、(介護予防) 訪問リハビリテーションのサービスを提供し、利 用者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は令和 年 月 日から、第7条~第9条に基づく 契約の終了まで、本契約に定めるところにしたがって、当事業所が提供する(介護予防)訪問 リハビリテーションのサービスを利用できます。

第3条 (訪問リハビリテーション計画の作成・変更)

- 1. 事業所は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および 希望を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成します。
- 2. 訪問リハビリテーション計画には、訪問リハビリテーションサービスの目標や、目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3. 事業所は、訪問リハビリテーション計画を作成、また変更した場合は、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
- 4. 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- 5. 次のいずれかに該当する場合、事業所は、第1条に規定する(介護予防)訪問リハビリテーションの目的にしたがって、訪問リハビリテーション計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況などの変化により、当該訪問リハビリテーション計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合
- 6. 事業所は、前項の訪問リハビリテーション計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条 ((介護予防)訪問リハビリテーションサービスの内容およびその提供)

- 1. 事業所は、第3条によって作成された訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者に対して(介護予防)訪問リハビリテーションのサービスを提供します。サービス内容については、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
- 2. 事業所は、利用者の(介護予防)訪問リハビリテーションのサービス提供に関する記録を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。

3. 利用者およびその家族は、第2項のサービス記録の閲覧および複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を、利用者またはその家族、成年後見人が支払います。

第5条 (協議義務)

利用者は、事業所が(介護予防)訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力しなければなりません。

第6条 (費用)

- 1. 事業所が提供する、(介護予防) 訪問リハビリテーションのサービス利用料およびその他の費用は、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
- 2. 利用者は、サービス利用の対価として、第1項の費用額をもとに、算定された利用者負担額を月ごとに事業所に支払います。
- 3. 事業所は、提供した(介護予防)訪問リハビリテーションのサービスのうち、介護保険の適用外のものがある場合、そのサービスの内容および利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4. 事業所は、(介護予防) 訪問リハビリテーションのサービスにおいて、要介護区分毎の利用料金およびその他の費用の額を変更する場合、1ヶ月前までに利用者に対して文書で通知し、変更の申し出を行います。
- 5. 事業所は、第4項に定める料金の変更を行う場合は、新たな料金に基づいた【重要事項説明書】を添付した、利用サービス変更合意書を事業所・利用者の双方で交わします。

第7条 (利用者の解除権)

利用者は事業所に対して、7日間以上の予告期間をもって事業所に通知することで、いつでもこの契約を解除することができます。

第8条 (事業所の解除権)

事業所は、利用者が次の各号に該当する場合は、30 日間以上の予告期間をもって利用者に 通知することで、この契約を解除することができます。

- ① 利用者が、正当な理由なく、サービス利用料、その他支払うべき費用を2ヶ月以上滞納した場合
- ② 利用者が、故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為行い、改善される見込みがない場合

第9条 (契約の終了)

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 1. 利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合
- 2. 利用者が介護保険施設や医療施設などへ、入所または入院などした場合
- 3. 第7条に基づいて、利用者が契約を解除した場合
- 4. 第8条に基づいて、事業所が契約を解除した場合
- 5. 利用者が死亡した場合

第10条 (秘密保持)

- 1. 事業所および事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- 2. 事業所は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合

うためのサービス担当者会議において、利用者および家族の個人情報を、情報を共有する ために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第11条 (緊急時の対応)

事業所は、(介護予防) 訪問リハビリテーションのサービスを提供しているときに、利用者に容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取り、必要な措置を講じます。

第12条 (事故発生時の対応)

事業所は、(介護予防) 訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり事故が発生 した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センターや居 宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。

第13条 (賠償責任)

- 1. 事業所は、(介護予防) 訪問リハビリテーションのサービス提供にともない、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業所が 負う損害賠償額は減額されます。

第14条 (連携)

事業所は、(介護予防) 訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

当事業所が提供するサービスを、通所系サービスや訪問系サービスへ移行する場合、担 当責任者は、他サービス事業者との円滑な連携を行うために、ご利用者様の心身状況など を記載した情報提供書を提出します。

第15条 (相談・苦情対応)

事業所は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業所が提供した(介護予防)訪問リハビリテーションサービス、または訪問リハビリテーション計画に位置づいたサービスに関する要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

第16条 (本契約に定めない事項)

- 1. 利用者および事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条 (裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名の上、 1通ずつ保有するものとします。

【サービス利用者】

私は、この契約書に基づく訪問リハビリサービスの利用を申し込みます。

住 所:

氏 名:

電 話:

F A X:

【署名代行者】

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意思を確認しました。

住 所:

氏 名:

電 話:

F A X:

職 業:

本人との関係:

署名代行の理由:

【事業者】富山県中新川郡立山町大石原 225番地 医療法人財団恵仁会

理事長 藤木 龍輔

【事業所】富山県中新川郡立山町大石原254番地 介護老人保健施設 ケアホーム陽風の里 訪問リハビリステーション リハート (指定事業所番号 富山県第1671600946号)

管理者 赤川 直次